

## 平成 30 年 第 1 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 30 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 30 年 3 月 20 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	堀 進一郎 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	口木 俊二 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	( 不 在 )	建 設 課 長	山口 大二郎 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	深草 孝俊 君
農林水産課長	岡田半二郎 君	町 民 課 長	構 浩光 君
農 委 局 長	(岡田半二郎 君)	財政管財課長	三根 貞彦 君
水 道 課 長	峯 広美 君	まちづくり課長	松山 昭 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	高月 淳一郎 君
会 計 課 長	下野 慶計 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	辻 由美子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 一般質問（施政方針に対する分）

日程第 2 議案第 1 号 東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 3 議案第 7 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 4 議案第 9 号 平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 5 議案第 11 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 6 議案第 12 号 平成 30 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第 7 議案第 13 号 平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 議案第 14 号 平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 15 号 平成 30 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 16 号 平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 17 号 平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水特別事業会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 18 号 平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 19 号 平成 30 年度東彼杵町水道事業会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議案第 20 号 太ノ浦周辺用水対策工事請負契約の変更について
- 日程第 15 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件
- 日程第 16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

### 3 閉 会

#### 開 会 (9 時 29 分)

##### ○議長(後城一雄君)

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

議事に入ります前に、総務厚生常任委員長より、3月8日に報告しました委員会所管事務調査報告について訂正を行いたいとの申し出がありましたので、許可をいたします。吉永総務厚生常任委員長。

#### ○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

おはようございます。大変申し訳ございませんけれども、3月8日に総務厚生常任委員会調査報告をしたわけでございますけど、その中で農村環境改善センター、それと農産加工センター、千綿駅、ソリッソ・リッソに関する町有財産等の管理状況について報告をしたわけでございます。その中の4番目、ソリッソ・リッソに関する事項、その中の調査内容並びにその結果の最後の4行にかけて、「なお、JA 県央との1年更新の賃貸借契約を交わしている物件を、「長咲プロジェクト協議会」とは5年の定期賃貸契約を交わし、その上、「長咲プロジェクト協議会」もテナント店と賃貸借契約を結んでいる。言わば又貸しの又貸し状態にあるので、今後、これらの問題点の早急な解消が望まれる。」と報告をしておりましたが、誤りがありましたので、その部分を、「なお、JA 県央と1年更新の賃貸借契約を交わしている物件を、「長咲プロジェクト協議会」とは5年の定期賃貸契約を交わし、言わば又貸し状態にあるので、今後、これらの問題点の早急な解消が望まれる。」と訂正をお願いしたいと思います。よろしく願い申し上げます。

### 日程第1 一般質問（施政方針に対する分）

#### ○議長（後城一雄君）

それでは、これから議事に入ります。

日程第1、町長の施政方針に対する一般質問を行います。

質問形式は、一問一答方式。質問時間は、執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には、告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁とも簡潔明解をお願いします。

それでは7番議員、浪瀬真吾君の発言を許します。

#### ○7番（浪瀬真吾君）

おはようございます。先に通告しておりました、施政方針に対する質問を行います。本町の人口の推移を見ると、平成20年4月1日現在は9356人、3082世帯、平成25年4月1日現在は8740人、3082世帯、平成30年2月末日では8105人、3130世帯と年を追うごとに人口は減少してきています。そういった中で、なんとかそれに歯止めをかけようといろいろな施政方針を打ち出しておられますが、次の点について伺います。

- 1、住民主体の地域づくりの中で、10年後、20年後を見据え、職員の地域エリア担当制度を活用して元気なコミュニティーづくりを目指すとありますが、今日までの取り組みの実績と今後の取り組みについて具体的にどのように考えておられるのかを伺います。
- 2、小学校廃校校舎の活用では、旧音琴小学校に学校法人きのくに子どもの村学園が開校を予定されていることに対し、施設整備等にどのような支援ができるかとありますが、産業建設文教常任委員会と教育長・教育委員の皆様方との懇談会における説明では、寮は校舎外で検討されていると伺いましたが、土地の斡旋や学校・寮までの道路等の整備等はどのように考えておられるのか伺います。

3、そのぎ茶の振興策については、昨年の12月にも質問しましたが、振興策の中で、そのぎ茶の更なるブランド力向上と新たな販路拡大、消費拡大等に向けた取り組み、高級化でプレミアムな商品開発により差別化を図るとありますが、今日までの取り組みと今後の具体的な方策はどのように考えておられるのかを伺います。

また、ダンチク等の資源を活用したサイレージ化実証試験を実施するとありますが、具体的にはどのように考えておられるのかを伺います。

他に、町内にはミカンや施設園芸・畜産等いろいろな作目がありますが、都市計画区域等も踏まえた上で、どのように考えておられるのか伺います。

4、交通等整備のまちづくりの中で、谷口から国道まで通じる道の**大野原高原線**と**中尾本線**の今後の見通しは、年次別にどのようになるのかをお伺いします。

5、教育の振興の中で、中学校統合については昨年の9月にも質問いたしましたが、町民皆様方のいろんな意見を聞き、平成30年度中には議会へ統合方針を提案するとありますが、教育委員会との打ち合わせ等はどのように執って来られたのか、また、場所や通学方法、並びに費用対効果・将来負担率等を踏まえ、どのように考えておられるのかを伺います。以上で、登壇での質問を終わります。

#### ○議長（後城一雄君）

町長。

#### ○町長（渡邊悟君）

それでは、浪瀬議員の質問にお答えいたします。まず1点目です。エリア担当制ですけれども、これは実績というのなかなか出てきません。要するに、地域と町長部局との連絡調整ですので、もちろんそこには、まちづくりの話があればあります。地域エリアの担当次第では、かなり実績があります。例えば、補助金交付申請なんかもすべてエリア担当がやりますので、実績と言われれば実績です。地域エリアの担当制度の目的というのは、各地区の集会あたりに行って、それを翌日町長に持ってくるというのが大きな目的です。そして、いろんな意見がありますので、それを今度どうするかと具体的にまた返すとかという役目です。そういうことで、実績というのなかなかはっきりしたことが言えません。それから、これは34地区ありますけれども、すべての地区にエリア担当がおります。一部の担当はどんどん、どんどん区長さんと一緒になってやりますけれども、ほとんどの地区が担当職員を呼んでくれません。だから、難しい説明、あるいは防災情報とかというときには、必ず呼んでくれと言うんです。全部が呼んでないというわけではないですよ。そこに呼んでもらって、そして区長さんが説明を当然されても良いですので、何か引っかかったときにはエリア担当が答えるとかですね、そういうことで置けば良いわけです。地域と町が接近してやっというというのが主旨ですので、今からもそういうことで考えていこうと考えております。

それから、廃校の活用で、この懇談会に私も出席しておりませんので教育委員会に聞いてもらわなければいけないんですけれども、今私の方で聞いているのは、土地をここら辺を買いたいというような話がある模様でございます。しかし、これがまだどうなるのかわかりませんので、どういう支援あたりができるのかは今からだろうと考えております。

そのぎ茶の振興策でございますけれども、これは、いわゆる手摘みということで今やっておりますので、こういうのを何とか活かして、これからもやっていきたいと考えております。当然まった



りません。それは教育委員会の方で作られた資料ですので、今後、今からそこら辺も含めてどうするのか、検討していかなければならないかと思っております。これは教育委員さん、そして町の管理職、この辺が一体になって検討していますので、どうするのかということは今から具体的にやっ  
ていこうと考えております。登壇での説明は、以上で終わります。建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（山口大二郎君）

ご質問のありました施政方針に対する質問の中で、まず4番の交通等の整備のまちづくりの中で  
ということでの質問に対して、ご説明を差し上げます。まず、大野原高原線と中尾本線の見通しや、  
その次に年次計画はどうなっているのかということで、内容のご質問でございます。大野原高原線  
事業につきましては、広域農道への供用開始から、おおむね24年の供用開始を得ております。国  
道34号との直接の連結をすることで本事業を開始しておりますが、本路線の必要性は非常に高ま  
っているものと確信しております。現道の白丸橋を含む白丸線でございますけれども、非常に幅員  
が狭いことで離合がしにくいと。こういう事業の選択理由から、2車線の整備をすることを目的に、  
交通の円滑化、効率推進を図ることとしております。

工事の発注に関しまして、他事業の発生する残土を次年度より流用することで、極力コストの縮  
減を図ることをご説明を差し上げているところです。

次年度から以降、どのように事業が展開していくのかというご質問でございますが、25年度から  
測量設計に着手をしておりますが、国土交通省及び公安委員会の協議を進めている中で、国道の交  
差点との形状に修正の必要が生じているため、道路線形の決定が29年3月に遅れております。本  
年度は法音寺の墓地、現地の国道下でございますが、今年度は谷口川の用地買収を実施をしまして、  
おおむね4760㎡の用地の買収を完了する予定でございます。3月初旬までに地権者の契約を締結す  
ることで進めております。

——△——△——

水田の買収を今年、先ほど申し上げた4760㎡の買収を終える予定でございます。

——△——△——

用地に関しては、先ほど田んぼの部分に関して契約は今年度中に完了します。

以降の事業費につきまして、全体の30年以降の事業計画につきましては、総事業費を30年も含  
めまして、おおむね2億9500万円というふうなことで計画をしております。以上で概略の説明で  
ございます。

それと、中尾本線につきましては、同じく事業の目的としましては、交通等の整備のまちづくり  
の中におきまして、谷口から国道までに通じる高原線と中尾本線の年次計画の説明をということで  
ございます。中尾本線改良事業は、上彼杵地区の340戸と町の中心部を結ぶ交通量の一番多い一級  
町道ということで整備を進めております。現道の幅員が4mと非常に狭いこともございまして、車  
両の離合が困難でございます。歩行者の通行も困難な状況であることから、2車線化を拡幅するこ  
とで改良、交通の円滑化を図るものでございます。次年度からどのような改良をしてまいるのかと  
申しますと、事業量につきましては、全体の事業延長460mの中で橋梁工事33m、29年度末で完成  
延長は、おおむね400mの道路改良を終わっておりますが、残事業としましては、30年度改良、4

工区 60m を残しております。及び、用地費工作物移転補償の継続を進めてまいりたいと思っております。中尾本線改良事業の 30 年以降の継続改良事業であります。おおむね 1 億 1855 万円の総事業費でございます。以上、説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

まず、地域エリアの担当の件ですが、私は結局、具体的にどういった地区がそういった担当職員と連携を取れて、何回ぐらいあれなのかとアバウト的にちょっとお尋ねして。ただ、もう出来ないということだったんですけれども、やっぱり私も見ていると一生懸命やっておられる地区、あるいは地域の活性化のためにやっておられる地区を見てみますと、やはり地域差が出てきていると感じるわけですね。そういった中で、やっぱり職員の方も関わりを持って、職員の方もある程度やる気を出していただいて、地域のリーダーの方、あるいは区長さんあたりでも連携を密にしてやれば、もう少し地域も活性化してくるんじゃないかなと思うわけですが、その点、町長が答弁されたように、やっている地区とそうでない地区。そこは、やっぱりもう少し詳しく、どこどこ地区が、把握しておられれば何回ぐらいやったんですよという答弁をいただければなと思っておりましたけれども、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

担当課長もちょっと分からないようでございますので、特に中岳地区ですね。坂本、他にもあるようでございますので、課長の方からさせます。区長会ときは必ず言うんですよ。難しい説明のときは、エリア担当を呼んでくださいと。どんどん出来ますので。それと後、例えば、まちづくり支援交付金なんか、補助金申請なんか全部、職員がするわけですから、代わって。だから、そういうことはしていますので来てもらって良いわけですよ。だから、それをしないとなかなか、地域の方には。今度は、地域に持って帰られたら、地域によっては総会が 1 回だけです。ほとんどのところの自治会は、帰られてから全部集まって全員集会でいろんな伝達がありますけれども、あつてないところがほとんどです。ですから町民の皆様方には、本当に町の今伝えようとするものがまったく伝わってないと思います。ですから、そこら辺でやっぱり地域エリアあたりを活用してもらってもっと易しく、そして、いろんな問題を挙げていただくということが基本と思っています。詳細につきましては、担当課長の方から分かる範囲で答えさせます。まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

特に地域のイベント等に出ておる地区が、特に地域エリアとの密接になっているかと思えます。順にいくと里、蕪、木場、八反田とか坂本の地区とか中岳、下三根とか橋ノ詰のあそこの川まつりとか、そういった中でのイベント等を手伝いしている部分もありますし、集落的に説明等に行くような場合もございまして、年間の分を把握しておりませんが、以上のような事例があるということでございます。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

やっぱり地域を活性化するために、地域でもリーダーの養成というのが私は必要になってくると思いますが、率直に言って町長は、その点についてどのようなお考えをお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

地域のリーダーというのは、自治会の中のリーダーということですか。それは、そういうのをな  
って欲しいんですけども、そこが一番問題です。ほとんど出来ません、はっきり言わせて。だから、どっちかと言いますと区長さんがリーダーです。それで、区長さんの手腕がどうかということ  
で変わります。後また、自治会の区長さんはあんまり権限がない区長さんもいらっしゃいます。  
自治会であって、町との駐在員だけであって、自治会の繋がった役員体制がありますので、それぞ  
れ地域で違います。誰がリーダーになってもらうのかというのは、こちらでいろいろ言えませんが  
れども、中にそういう人材がいらっしゃいますので、そういう方が頑張っ  
て欲しいんです。そういう方のリーダー養成講座ということ  
を、今からやらないといけないのかなと思ってですね、そういう  
ことも考えながらはいるんですけども、どうすれば人材が増えるかということ  
でござい  
ます。非常に今、重老齢化社会ですので、高齢者の半分以上は 75 歳です。とても今から、その辺のリー  
ダー的な人が、本当にそういうことが出来るかとなります。ちょっと無理かもわかりません。しか  
し、中には若い人がおられますので、若い人を活用して地域のリーダーになってもらうというよう  
な方法もありますので、そこら辺は今から考えていかなければならないかと思っています。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

町内には、今町長がおっしゃられたように高齢化社会を迎えるという中で、いろんな職種、経験  
を持った方がおられると思います。そういった中にも、また、行政経験を経験された方がおられる  
かと思  
いますので、そういった方を、やっぱり何かの形でお集まりいただくような形  
でして、若い  
人も参加していただいて地域の活性化のためにどのような考え方  
という  
か、発掘をしていけばいいかということ  
を、共同提案をするような形  
でやっていただければと思  
っておりますので、その辺の  
検討もお願いしたいと思  
います。

それから、きのくに子どもの村学園のことですけれども、一応登壇で言いましたように校外を検  
討しておられるということ  
ですけれども、町とか教育委員会、どの程度今日まで、跡地の改修とか  
校舎の改修とか、そ  
ういったものを協議されたのか  
ですね。それとか、場所あたりをどの辺を  
欲しいとか。たぶん、きのくに学園の方は寮の用地についても、そ  
ういったものは全然把握が  
出来てお  
られないんじゃないかな  
らうかなと思  
いますので、その辺はどの程度  
されているのか、お尋ね  
したいと思  
います。

○議長（後城一雄君）



町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

町長の答弁にもありますように、きのくに学園の意向としましては、校舎以外で寄宿舎を建設したいというご意向を持っておられます。利便性を考えますと校舎に近い方が利便性が高くなると思いますけれども、教育委員会としましては、あくまでも、きのくに学園の意向を地権者の方に伝えまして、土地の購入に向けて仲介等の支援を行っていきたいと考えております。まだ、具体的に整備計画等があるわけでもありませんし、地元に対して寄宿舎の具体的計画の説明等もなされておられません。現在、候補地について、いろんな調査をしながら必要に応じて地権者の方のご意向を確認している段階でございますので、詳細につきましては差し控えさせていただければと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

音琴小学校に通じる道は幅員等が、やはりマイクロバスあたりで各駅まで送迎をされるかと思いますが、そういった問題で学校までの道路の幅員等の整備計画、そういったものを考えておられないのか。またそれと、まだ寮の用地斡旋等については、事業を進める段階では表には出されないと思いますが、そういったところまでの都市計画区域の中での道路の幅員とかも生じてくるわけですよ。その辺はどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

当然、学校周辺での寄宿舎の計画ということになるかと思っておりますので、あらかじめ町道の配置とか、あるいは都市計画上の指定道路の配置は確認をしております。そこで、きのくにの方から候補地あたりの打診があった場合には、都市計画上の指定道路の条件的な部分については、事前にこちらからアドバイスをしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

用地買収の件におきましては、農振農用地も取得されるとなれば、結構、除外に期間を90日ぐらい要するわけですよ。そういったところの対応、内々的には8ぐらいには県の方から認可が来

るんじゃないかと思うかもしれませんが、もし順調にいけばですね。それから、かかれるのか、その手前からやっていかれるのか、その辺はちょっと不確定要素だろうと思いますが、そのあたりはどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

学校の近くは農地が非常に多くありますので、農林水産課に確認したところ、学校周辺は農業振興地域には入っているようです。ただし、具体的に、この土地をとるところまでいかないと農用地区域の指定はわかりません。ただ、農地である場合には、農地法の規定による農地転用申請とか、あるいは農用地区域の除外、農振区域の除外等、必要な手続きが発生してくると思いますので、関係部署とも連携して、できるだけ支援の体勢を取っていきたいと。現時点では、まだ具体的な建設計画がわかりませんので、今後そのような形で支援をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

後、農業振興策のことで、後1か月もしないうちに一番茶の収穫も始まりますが、12月の質問の答弁では、銘柄確立と販路拡大は、生産者のみならず茶商関係者を含めて、これまでのPR事業と変えて全く新しいシステムと戦略を目指し、蒸し玉緑茶と煎茶の差別化を図りたいとありました。また、フェイスブックやラインなどのSNSを使い、どこまで宣伝出来るか。メディア、マスコミを活用し、NHKにもお願いしたいと答弁されておりましたけれども、実際、12月から今日までの間に、どのような結果が得られたのかですね、お尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

結果というのは、どういうことでしょうか。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

先ほど言いましたように、そういった計画をPR事業、新しいシステムの戦略を目指しとか、蒸し製玉緑茶と煎茶の差別化を図り、フェイスブックとか、そういったラインとかも実際されたのかどうかということと、NHKにもお願いしたいとありましたので、NHKもされたのか。実際、今日の3か月間ぐらいの間に、実際の戦略的なものはどうだったのかとお尋ねをしているところでございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

失礼しました。まず取りかかったのが、日経の新聞に上げましたね。それから、ヤフーにやりました。フェイスブックに上げております。それから、後は雑誌関係に相当上がっております。それから、NHKにはなかなか、話しておりますけれども、すぐには上げてくれません。ただ、NBCが全国放送で上げるように今準備をしてくれておりまして、東彼杵町だけ上げるわけじゃないんですけれども、お茶の玉緑茶ということで、九州の産地ということで上げるようなことになっておりますので、非常に効果が出てくるかと思っております。それと、そういう結果で、波及効果でやっぱり静岡の茶商さん、会頭あたりがそのぎ茶を直で買うような話が今たくさん上がっております。ここは逆に売った方が良いのか、そのときは良いでしょうけれども、後はもう少し考えて逆にこっちの方が優位に立っていく。そっちの方の取り組みの方が良いんじゃないかと思っておりますので、それはそれでいかなければならないかと思っております。

それから、いろんな松本楼とか何とか東京なんかにありますけれども、そういうところに全部売り出して、ホテルとかそういうところのシェフとかですね、あるいは今度は全生連と一緒に取り組みますけれども、大阪に辻調理学校とかありますけれども、そういうシェフの集まりが全国的にあります。全国からシェフが集まるということで、そこにそういうそのぎ茶あたりも持っていこうということで話をしておりますし、それから、全生連自体、全国の生産団体ですね、ここでお茶を出すのがそのぎ茶を出すような方向で今動いておられまして、それからエスプレッソと言ってコーヒーを作る機械がありますけれども、それでもそのぎ茶を使って宣伝をするようなことをされておりますので、かなり効果があるものと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

先ほど町長も発言をされましたように、やっぱりそのぎ茶もピンからキリまで品物の差があると思います。肉と違って見た目ではわからないというか、だいたいわかるような感じもするわけですが、差別化をしないとそのぎ茶のやっぱり良いお茶をどんどん出していかないと、そのぎ茶という銘柄確立は上がらないと思いますが、差別化をするという戦略の中で、どのような方法が考えられるのかですね。そこは、どういうふうにご考えておられるのか、難しい質問だろうと思いますが。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、12月以降、正月早々集まりまして、茶商さん、生産者集まりまして、行政も一緒になってどういうふうにご差別化をするかということで提案しました。そしたら、差別化するなということで一部から反対がありました。出来ないということでありました。しかし、それは今もう差別化してどんどん売っているところは良いんです。だから、そこはしたくありません。しかし、町の生産者の全体を上げるのは大きな行政の目的ですから、差別化しなければなりません。そこは避けては通れません。ですから、マーケティングとかありますけれども、その商法ではAが一番良い、Bが中間、Cとありますけれども、本当、Bを売りたいためにAを付けるというような方法もあります。

Aというのは、どこもかしこも買えないという、特に稀少価値とかということ、手摘みとかということで、これはかなりの高価格で売れます。ですから、これも手摘みじゃなくて機械で摘んでも日本で9番に入りましたので、町の方が。手摘みで摘まなくても、日本9位ですよ。だから、ここは太ノ原とか中尾地区の高冷地じゃなくて、もっと下の方の標高80mぐらいで、その賞を取りました。それは、何が違うかと言えば土壌です。だから、土壌があるところは、もう少しどういう有機を使っているかということで差別化をしながら、皆で情報を出しながら、ここは絶対譲るまいということでいくしかないと思います。チャンスですので、いろんな知恵を出しながらやっていこうと思っております。今、担当の方でも、そういうマークを作って、これは安く売れないということで、いろんな方法でやろうということで、今、表示をして、例えば王冠マークではないですけども、何かマークを付けて差別化を図っていこうということで、今、話がまとまっているようでございます。お客さんが来られて、このマークはJISマークではないんですけども、安心して高級茶ですよということを表現出来るようにしようかと考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

現在、若い人が販路拡大のために海外まで展開をされているようですが、どの程度の情報を共有しておられるのか。そして、どの程度の価格とか量とか、そういったものが売られているのか、伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、額とか何とか把握しておりませんが、輸出は出来ません。今はヨーロッパに行っていますけれども、これは持って行ってプレゼンして、そこで買ってもらうしか出来ません。輸出が出来ませんので。ですから、こっちに今グリーンティーリズムで来ておられますけれども、それは良いんですよ、買われる分は。しかし、こっちから輸出とは出来ませんので、それは農薬の問題でとても無理です。後、5年、6年かかりますから、承認を得るためには。ですから、なかなか輸出とは簡単にいきません。いわゆる戦略を練りながら、今お茶というのは、アメリカはどんどん静岡が出しておりますけれども、上がっております。東彼杵のお茶なんかは、まだまだ輸出は行っていませんので、今からどういうふうな戦略でいくのか。そこまで考えていけば、量が400haぐらいのお茶では、とても海外まで行けるような、ありませんので、そういう露出しながら、そのぎ茶が海外にも外国の方にも好評ですよということで、そういう発信をするしかないかなと考えております。今のところ、大した額はあまり上がってないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

今、若い人が海外に展開されての試験的、試作的にされている部分じゃなかろうかと思えます。輸出とまでは、急にはいかないと思います。私が聞いたところによりますと、オランダに5回くらい行ったと。それから、ロンドンとか、そういったスイスですか、行っていると。シンガポールと

かタイとかも何回か展開をしたと。そういった中で、品評会に出品されたお茶を持って行かれたところ、やっぱり 20g ぐらいで 3000 円ぐらいで、どんどん売れたというようなことを聞いております。通常は、100g、4、5000 円程度のものを持って行って試飲をしていただいているというようなことを聞いておりますので、やはり少しでも、そのぎ茶というのを国内だけではなく、そういった関係を外国の方と繋がりをもって、先ほども言われたように日本にも、こちらにも来ていただくというような展開をしていただければ、少しでもそのぎ茶の銘柄確立になるかと思っておりますので、今後以上ですね、更に指針をお願いしたいと思います。

それから、ダンチク等の資源を活用したサイレージ化の実証試験の中で、場所を見る限りは、やっぱり海岸沿いと千綿旧女子農学園上りあたりが広くあるわけですが、そういった中で試験的にされると言っておられますが、費用とか採集方法とかはどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

ダンチクのサイレージ化につきましては、現在、繁殖農家との連携で事業を進めていきたいというふうに考えております。一応、繁殖農家におきましては、1 頭あたり年間約 1t の使用量が必要となります。そうした場合に実証試験でございますので、やり方としては、1 個あたり 3 頭のサイレージを供与したものと慣行のものとの比較ができるような 3 頭、3 頭の試験が出来ないかというような検討を進めております。そうしますと 3t 必要ということになりますけれども、それを確保するにあたりましては、まだ現在それが、効果がどう出るかというところでございますので、当面の取り組みとしましては、繁殖農家の方々のご協力もいただき、又は、いろんな町とも連携しながらダンチクサイレージの採集を行いたいと思います。そこで必要とする 3t あたりをどの程度、だいたい 1 本あたりで、ダンチクの 1 本あたりで 6m 伸びて、そこでサイレージが 200g 出来るというような状況でございます。そういったもので、判断しながら採集をしていきたいというふうに考えております。まだ、どういう今後の活用にシステム化ということまでは、まだ検討に至っていない状況でございます。

もう 1 点、当然それは、採集にあたりましては、耕作放棄地解消ということもございまして、そこを選定しまして採集をしていきたいと。併せて、耕作放棄地の解消等においてはイノシシ等のすみかの解消ということで、鳥獣対策に繋がるものということで、2 次的な効果も含めて検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

その採集方法を誰がするのかというのを、私が聞いているもので、畜産農家は、私が聞いている

ところによれば、原材料とかそういったサイレージ化するとのチップにする機械ですね、そういったものは役場の方で試験的ですから準備されると聞いておりますが、そういったところはどのようになっておりますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

30年度の計画におきましては、役務費等で予算化でご相談させていただいております。その中で、シルバーさんあたりのご協力もいただきたいと。今、確かに課題といたしましては、畜産農家におきましては、まだ、畜産農家で採集をして、機械を導入して、その事業を取り組んでいくところまでは、まだ正直、二の足を踏んでいる状況です。やはり、その効果というものが見えないと、実際そういったことの先の判断も出来かねるということで、まずはそういったサイレージ化して、どれだけ繁殖牛に対しての効果があるのかと。まずそういったものを見たいと。ですから、そういう効果を見るためのサイレージの原料を確保してもらいたいという要望は挙がっております。これは、先ほど言いましたようにシルバーさんなり、又は今、畜産農家も当然、搬送にはトラック等が必要ですので、これについては、そういったものの連携協力というものは相談をさせていただきたいというふうに、私どもとしては考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

畜産農家の中で、以前、都市計画内にあって制度資金を活用して牛舎を建設し、現在牛を飼っておられるわけですが、今回、隣接地に敷地造成までされておりましたけれども、その計画の折、都市計画内にあり道路の幅員等が狭いということで許可出来ないということであったわけです。以前は、都市計画地に指定されたときに建っていた牛舎ですけれども、以前は出来ていて今回は出来ないということでありましたが、今回出来ないのはどうしてなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（山口大二郎君）

ただいまのご質問の内容でございますが、以前は許可をされており今回は建物の追加といえますか、変更に伴っての許可がおりなかったというふうな質問でございます。いわゆる都市計画の区域の中でございますので、建てられる建物に対しまして指定道路についての許可ということになりま

すが、どうしても4m以上の道路につきましての建物の制限につきましては、指定道路ということで道路の幅員がそれだけあるかということも条件の1つでございますし、建てられる建物について、高さの1.5倍に控えないといけないとかですね、建物の条件というものもございます。そういうのもつきまして、審査を書面的なところで、提出をいただいた上で審査を行っておりますので、行政的な都市計画の制限について、ご回答をさせていただいたということでございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

実は、私が聞いたところによれば、高さの制限とおっしゃったのは石垣の高さから1.5mに控えて建てなければいけないと。そこは、クリアした上で現在建てようかなと。その部分については、ミカンの木等を植えておられるわけですね。石垣の方は除いたところで、その敷地の石垣に対してはクリアして、それをしても幅員等で出来ないのかどうかですね。以前は出来て、それも事業でされたんですよ、以前は。そして、今回そこをクリアして、建物についてはクリア出来て、敷地ですね。道路だけがちょっと私が考えているところに残っているという感じなんです。そこは、どうして出来ないのかというのが、ちょっと疑問に生じるわけですね。以前は出来ているのに出来ないというのがちょっとわかりません。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

大変申し訳ないですけども、事前通告をやってもらえればよく調べたんですけども、まったく都市計画区域のことを言われてもどうにも答弁出来ませんので、それは別個、個別で、後で答弁させていただければいいかと思えます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

今の件は先日、課長からちょっとこの件についてちょっと教えてくれというようなことございましたので、内々そういった事情は伝えておりましたけれども、横の連携が取れなかったと、そういった私は今感じておりますので、後でまた、そこら辺はお尋ねなり、進むように努力していただきたいと思えます。

それから、もうあまり時間もありませんけれども、いろいろ他にも作物はたくさん本町にはありますが、行政もJAをタイアップした考え方の中で、この農業振興等はやっていかなければならないと思えます。そういった点については、どのような考えを持っておられるのか、簡単をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

他の作物もお茶も一緒ですけども、する人がどういう施策をして欲しいかということ、やっぱり意思表示をしていただきたいと思えます。常に部会には行っておりますので、いろんな集出荷

施設の話があります。だから、それは部会の方と連携を、総会に行っていますので、常にそういう事業要望は分かりますので、まったく問題ないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

私が申し上げたいのは、補助事業とかそういったものをJAあたりと共有しながら有効に活用出来るようなシステムを作っていただきたいという思いで言っているわけでございまして、そういった総会等は出席していただくわけですけれども、通常はそういった接点がないと。ちょっとJAに行って訪ねてみましたけれども、そういったお茶に関しては、結構そういった情報交換はされているんですけれども、他のものについては、なかなかあっていないような、伺っておりますので、その辺も極力努力をしていただきたいと思います。

谷口から国道に通じる道の件につきましては、先ほど課長から答弁がありましたように、後、墓地の部分が最終的には協議が残っていると。水田の部分については目途がついているというようなことで、30年度の当初予算にも谷口から橋台か何か、あの辺をされるように予算化されております。地区への説明というのも何回かはされていると思いますが、また今後そういった墓地等の関係で、どの程度やっていかれるのか。墓地の方も急がなくては、手前は工事したけど墓地の方はなかなかさばけないでは、ちょっとどうにもなりませんので、この辺はどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（山口大二郎君）

工事の説明に関しましては、年度年度の工事の着手に先立ちまして、関係される方々には計画図をご提示する形で年次の計画を、説明をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

それから中尾本線については、あと見る限り橋梁の部分と、その前のちょっと手前の部分が、先ほど言われたような部分が残っているわけですが、何回ぐらい交渉とか、あてられたものなのか、伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）



町長に代わり建設課長。

○建設課長（山口大二郎君）

二瀬橋につきましては、急遽、非常に劣化している橋梁でございまして、そこを避けたかたちで今の計画をしているものを実施するようなかたちになっておりますが、地権者の補償につきましては、前任者を含めまして以前からの協議を継続するかたちで、前任の課長も含めまして、私に代わりましてから私そのものは2回程、担当も含めましては昨年の7月からは、4回は現地の協議を含めて今年度の事業についてのお願いを差し上げてはおります。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

こういった用地、あるいは説明会の中に課長、係長は出席をされていると思いますが、町長も公務多様の中で町長として何回ぐらいそういった面に出席をされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私は1回です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

それは、どちらの方に1回行かれたんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは1所有者の方が来てくれということで、これは3年ぐらい前ですかね。そこで、ここまで土地を使って良いですよということで現地立会いをして、そこで、ここまで使ってすぐして良いですよ同意を得ましたので、そのときに1回だけ行っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

なかなかそこまで同意が出来ていて進まないというのは、ちょっと疑問に思うところもありますが、極力そういった課長等でも最終的な判断が出来ないというのは、やっぱり町長が出向かれた方がより効果があると思います。今後、谷口から国道に通じる道についても、墓地あたりになれば、かなり、そういった面で必要な部分が、町長が出られることが、特に町長は土木の有識者の経験でもあられますので、より詳しくわかれるんだろうと私は考えております。是非、そういった努力もして欲しいと思います。

次に、中学校の統廃合の問題に対して、昨年9月に私も質問をしておりましたが、アンケートの結果というのが、10月の広報紙に掲載をしてあったわけですね。先日の報告書にも書いておりました。

たが、その結果を踏まえて、やはり保護者の方は4校とも彼杵中学校に建設した方が良いと。いろいろこれには、新規で建設した場合、あるいは千綿中学校に校舎統合した場合、彼杵中学校にした場合、そういったシミュレーションをした大まかなですね、そういったことを提示されてのアンケートの結果がそういったふうになっておりましたが、アンケートの結果を踏まえて町長の考え方というのはどうなんでしょうか、伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは、アンケートはアンケートですので、それは参考にして今からどうするかということ考えてまいろうと思います。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

やはり、このアンケートの結果を見れば、特に1、2年中にしてくださいと。この施政方針にも示されておりますように、30年度中には議会に提案をしたいと。そういった強い思いがあらわれるようですので、それに向けて議会も、町民の方のそういった早くして欲しいというのを汲み上げて、前に進むように取り組まなければならないと思いますが、教育委員の皆さんの中には、やはり町長の意見を踏まえながらしなくてはならないような発言をされた委員さんもおられるわけですね。やはり、町長は一番リーダーシップを取ってやっていってもらうのが、この統合の在り方というのは、やっぱりそこは皆で考え、いろいろシミュレーションはされると思います。今、新中学校設置検討委員会というのがあっております。それは、教育委員会の方でしか分からないと思いますが、新中学校検討委員会というのは何回ぐらいされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

新中学校設置検討委員会につきましては、最終的な町長への提言書の原案を作ろうということで設置をいたしました。計、3月いっぱいまでで4回開催をいたしております。そして、町長への提言書を作成をしていくというふうな、今その途中にあるところでございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

1月19日の、先ほど言いましたが、19日に教育委員会等の懇談会を開いたときには、1月末には検討委員会を立ち上げたいということでしたので、それから4回されたということで理解してよろしいでしょうか。それと中身について、要点をお願いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

1月から3月現在までで4回ということでございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

最後に、先日9日の予算説明の折、同僚議員の質問の中で、昨年私が質問をしたT型集落点検の実施に対しての答弁が、思われた箇所が出来なかったと。そういったことで、ただ自分の思いでやらなくても良いんですよというふうな答弁、発言がありました。施政方針、答弁の重みをどう考えておられるのかですね。やはり、町長の発言というものは、相当に重い意味があると思いますので、それを考えて欲しいと思います。その点についてはどうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

施政方針というのは、必ずそれをしなければならないということじゃありません。あくまでも方針ですので、いろんな事情があつて変えることもあるでしょう。途中で変更ということもありますので、それはそれとして、やりたかったけども出来ないということでございます。そのとおりでございます。

○議長（後城一雄君）

これで、時間もきましたので7番議員、浪瀬真吾君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。10時45分より始めます。

暫時休憩（午前10時32分）

再開（午前10時44分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に3番議員、岡田伊一郎君の質問を許します。3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

それでは、先に通告をいたしておりました3点についてご質問いたします。

まず始めに、旧大楠・音琴小廃校活用についてであります。きのくに子どもの村学園が開校予定の施設整備等について、現段階で必要と考えられていることは、どのようなものがあるのか。

今後、学園からの施設整備の要望について、必要となる財源はどのように考えられるのか。

まちづくりの一環として、旧大楠小学校活用についての基本的な考え方について伺います。

次に2点目の林業振興についてであります。町総面積の50%以上が森林であります。林道などの路網整備の遅れや木材価格は上昇しつつあるものの、まだまだ低迷、過疎化、高齢化による労働力不足などで、適正な維持管理が困難な状況であります。

森林経営の確立や多面的機能が発揮できる環境づくりについて尋ねます。

3点目、町税の増収についてであります。財政状況は、ほとんどが依存財源に頼らざるを得ない現状の中、地方交付税も年々減少しています。人口も国全体が少子高齢化に向かっています。

自主財源を確保していく上で、給与所得者数の増加も目指す必要があると思うが、その対策について伺います。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

岡田議員の質問にお答えいたします。まず1点目の大楠・音琴小の廃校活用ですけれども、きのくにが来ます音琴につきましては、先ほど答弁いたしましたのであまり言うこともございません。まだ、場所もおおむね、こちら辺に寄宿舎が建ちそうだということで話っております。まだ具体的にどうするのかということは分かっておりませんので、どういう支援あたりが必要なのかなということで、今考えている最中でございます。これから進めていこうと思っております。当然、私立の学校でございますので、財源というのはなかなか補助事業がございません。やるとすれば一般財源しかないかなと考えております。教育の基金がございませけれども、ここも使うのはどうかと考えておまして、私学でございますので十分その辺を考えながら、県にもそういう何か手当があれば支援をお願いしたいということをお願いしていくところでございます。

それから、旧大楠小学校の活用でございますけれども、ここの基本的な考え方でございますけれども、これは今までどおり公募をいたしておりますので、雇用促進とか、あるいは宿泊施設とかですね、何でも結構なんです。地域で何か使ってもらえば良いんですけれども、3階建てとなりますと非常に広すぎます。そういうことで、複合した何か活用というようなことが考えられないかなということで、これからもいろんな知恵を出しながら公募をしてまいろうと思っております。しかし、いつまでも引っ張るわけにはいきませんので、最終的には、やっぱり公共施設の維持管理あたりの基本計画あたりでどうするのか。どうしてもそういう応募がない場合は、どう活用していくのか。耐震あたりが終わっておりますので、有効活用がまず前提ですけれども、どうしても活用が出来ないとなれば処分を考えなければなりませんけれども、まだまだそこは時期尚早かなと思っております。

林業振興につきましては、ご指摘のとおり、もう少し具体的に質問していただければ良かったんですけれども、森林経営の確立にいきますと、これは確立は無理です。はっきり言いまして。フィンランドあたりと比べますと、とても太刀打ち出来ません。フィンランドで作った木材が日本の材料よりも安いわけ。手取りがあるわけ。林業経営が外国では手元に25%戻りますけれども、日本は3%しか戻りません。しかし、現実には、それは標準的な3%であって、町内の森林所有者の方はいくら間伐で売っても赤字です。ほとんどいきません。手取りがありません。そういう状況です。なかなかこちら辺の確立というのは難しいかなと考えております。

多面的機能というのは、森林が持つものは非常に多うございます。いろんな、正に多面的機能があるわけでございますけれども、これは人口減少ですね。ここで、どっちかと言いますと多面的機能がまったく発揮できません。問題は人口とっております。今、国の方はこういう森林環境保稅を充てて、路網整備とか間伐あたりをやっていこうということでしておりますけれども、それを条件の良いところは森林組合あたりをお願いをするということで森林環境保稅を充てられます。ただし、条件が不利なところは市町村に管理をなささいということにたぶんなるだろうと思います。とても市町村では管理出来ません。森林組合さえ作業員の確保が難しい状況の中で、町がどうしてその辺の多面的機能が発揮出来るような環境づくりが出来るかということでございますので、これは簡単にはいきません。そういう考え方でおりますけれども、誰かがやらなければなりません。特にそういう間伐も、今までやっておりました切捨て間伐、これも正解でございます。やらないと水不足が発生しますので、これは本当にどっちに転んでも大変な時代になろうと思っております。町内の場合は意外とまだ雑木等が残っておりますので、水源かん養というのはそんなに問題ないかと思っておりますけれども、これは杉ヒノキが植わった人工林のところは、ますます水不足になる可能性がございます。まして、これが100年後とか200年後とかに大きく影響することになるかと思っております。それと国土保全というのがまったく出来ません。災害が発生いたします。これは手入不足ということで発生しますので、本当にこれはどうすべきかということで国を挙げて、今、森林環境保稅を2024年から取るというふうな話をしておりますけれども、これも、本当に取っても誰がするのかという大きな問題があるかと思っております。

それから、町税の増収ですけれども、自主財源を確保していくということで給与所得者数の増加ですね。これを目指す必要がある。これは当然でございます。しかし、いわゆる我々は、県も市町村も同じですけれども、今まで交付金制度があつて、それで賄っております。本来の自治は確立されておられません。今までは三割自治とか二割自治とかありましたけれども、こういう時代がなくなると思います。本来はやっぱり自分達の町で稼ぐお金、自主財源を確保、100%するというのが本来の自治でございますので、ここが出来ません。以前は、そして企業誘致がしますと、どんどん稼げるわけですが、ほとんど所得税で持っていかれます。それは、再配分ということで交付税でくるわけですから、これは全国一律いきますので、企業誘致がないところも含めて補助がありますけれども、それだけではどうしてもやっていけない時代になってくるかなと思っております。

したがいまして、何をすべきかと考えておりますけれども、これはいつも言っておりますとおり、やっぱり町内で自立していく方策。いわゆる相互扶助の発想で町内に産業を興すことが一番良いと思います。簡単にいきませんが、協力し合つて、そういう事業を増やすということ、利益を上げるということです。何でも良いです。小さなことでも良いですけれども、やらなければなりません。そして、また利益があれば、その利益を投資に回すとかということで、それらを確立していけば一定の成功というのが導かれていきますので、町民の投資の利益とか、あるいはいろんな利益を得ることが出来ます。

例えば、考えられるのは交通とか福祉ですね。それから医療サービス、それから土木建設でも出来ます。それから施設の維持管理。これを町民の方がやるということが、逆に存続する手立てじゃないかと思っております。そして知恵を出して、行政がやっているところを民間の方でやっていたと。それは、そんな話を商工会の懇談会でも出ましたけれども、例えば、ふるさと納税のそう

いうのを任せてもらえませんか。商工会に任せてもらいませんか。青年部に任せてくれと。そういう行動が今からやっついていかないと、知恵を出していかないと、大変な時代になっていくかと思っております。

そして、また給与所得というのは、本町の所得の中でいきますと、80.1%が給与所得者所得でございます。その次に何が大きいかと言いますと、年金所得が5.6%あります。もちろん、これは、その他所得というのが6.2%ありますので、これはいろいろ、一時所得とか利子所得とかありますので一概に言えませんが、まず年金所得が5.6%ということで2番目にきます。そして、次に営業所得が4.4%ですね。そして、3%が農業所得。農業所得が、ここ10年ぐらいになりまして、本当に大きく所得が伸びてきております。それと後、給与所得者が今も増えております。これは平成26年度からしますと、住民税の課税標準とか総所得とかいきますけれども、まず総所得でいきますと57億円ぐらい平成26年度はあったわけですが、これが29年度は61億円ぐらい、4億円ぐらい伸びています。給与所得です。ですから、これで納税義務者というのは2529人いたのが2578名ぐらいでございますので、これも50人近くは増えております。

しかし、実態はどうかと言いますと、例えば、町内のある企業ですけれども、町内の方がいくら募集しても受けてくれません。何をしているかと言いますと、離島から募集をしております。本当に若い働く人が町内にいないんじゃないかと思っております。これは先ほど申しましたとおり、75歳以上の方が65歳以上の高齢者に占める割合というのは、国は、まだ50%オーバーしていませんけれども、東彼杵町は平成27年の国勢調査からはるかにオーバーしています。半分以上は75歳以上です。高齢者ですね、重老齢社会と言いますね。平成27年の国調で、すでに55.4%でオーバーしてあります。全国的にはまだまだ、間もなく上回りますけれども、まだいってありません。だから、先行して高齢化が進んでおりますので若い人がおりません。ですから、給与所得者数を増やすというのも本当に至難の業かなと考えております。登壇での説明は、以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

ちょっと町長には通告はしてありませんでしたけれども、先ほどの同僚議員の町長が施政方針に対する考え方、これはもう一度、施政方針とはどう捉えておられるのか。町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

施政方針は私の所信を述べることでございますので、この1年間にどういうことをしたいかということ述べることでと思っております。それは、当然信ぴょう性がなければなりませんけれども、その過程においては、いろんな議会との話とか町民の皆さんとの話とか、状況を見い出しながら、当然それは変更もあり得るわけでございますので、そういう考えでおります。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

そうですね、先ほど町長が言われたように政治の目的、方法、理念が施政方針でありますので、町長も選挙、しかし議員も選挙で上がってきましたので、町長が施政方針で出しても通らないときもある。これは二元代表性のしくみでございますので、これは町長がおっしゃるとおりだと思っております。

それでは、先に今までの質問についてお尋ねをさせていただきますが、音琴小学校のきのくに村学園について、校舎内の改修、整備というのも予定されていることもあるんでしょうか。校舎内の整備、改修、お尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは先日も音琴小学校に行きましたけれども、雨漏りあたりがあっております。こういうお貸しする前は、やっぱりそういう基本的なところは修繕をしなければならないかと思っております。しかし、これは雨漏りといっても簡単に見つけることができませんので、どうなるかわかりませんが、必要最小限のそういうことはやっぱりすべきかなと考えております。それとどこまですべきかなんですけれども、今までの老朽度、そこら辺を見ながらですね、もう少し時間がありますので町がすべきこと、そこら辺を精査をしながら、できるだけ私学ですので自分達でやってほしいというのが一番基本ですけれども、どうしてもとなればその辺のところは考えていかなければならないかと思っております。これからは、やっぱりきのくにとのいろんな、8月ぐらいに正式申請になるか、許可になるとかわかりませんが、その辺と併せながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

そしたら、雨漏りとかの修理は町が行うんですが、警備会社の費用なんかは町はどう考えておられるんですか。学校全体の警備、今、警備を依頼していますよね。その点についてお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは、いわゆる維持管理でございますので、きのくにの方にお願いしようかと考えています。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

そしたら無償の貸付ということで聞いているんですが、どこまで無償になるんでしょうかね。全部ですか、敷地全部。その点についてお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今日、全員協議会でお配りして説明をする予定ですがけれども、もちろん土地が6筆、4273㎡ございます。それから、建物が校舎、屋内運動場、体育館ですね。それから、屋外のトイレ、体育倉庫、校庭のトイレ、これが1960㎡ありますけれども、この分を無償ということで考えています。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

わかりました。ちょっと先走ってしまって申し訳ないんですが、来客とか保護者が来られたときですよ、駐車場はどう考えておられるんですか。ないもんですから。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

きのくにの方のお考えとしては、町から借りられる範囲の中で対応したいということで考えておられるようです。また、その他にも協力出来る部分があれば支援はやっていく必要があるかと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

そしたら、今までも学校での説明会とかあるときには、運動場が駐車場として利用していましたよね。今後、町外からも日常来られたときに、雨天時などのときに車をどうしても運動場に入れなくちゃいけないと。そういうときの対策もやっぱり町がしてやるのかどうか。お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

基本的には私学の学校経営の中で考えていただきたいと思っております。ただし、町が、先ほど答弁にもありましたように、無償で貸し付ける土地の中でそれが賄えないようであれば、協力はしていく必要があるかと思っておりますけれども、基本的には私立の学校法人の中で検討していただきたいというふうに考えております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）



そしたら、プールの活用はどうなるんですか。お尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今ですね、きのくにの方は使わないということになっておりますけれども、出来ましたら何か活用したいんです。プールでずっと運営というのは無理ですので、どなたか指定管理でも何でも良いんですけれども、運営をしてもらえないかなと。非常に景観がよろございますので、本当は太陽光あたりを入れてもらって温水プールまではいきませんが、そういうのに活用してもらって、何か起業あたりを起してもらえば一番良いんです。もったいないですので、そういう活用方法が一番良いと思います。ですから、そういうことが出来ないか、今からその辺も含めて検討してまいろうと思っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

先ほども、同僚議員からもありますけれども、道路の整備ですね。体育館の方に上る町道から行く道に、ちょうど四差路になっているところですね、あの辺の車の転落防止とか、そういう改良の予定はないんですか。お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

具体的にまだ決まっておきませんので、今からどういう通学経路で、どういう車を使ってどうするかというのでも出てきます。そうなれば道路の拡幅とか、あるいは転落防止の危ない所は、当然それは町道管理者としてやるべきです。これは、まったくその事業に併せて、必要性があればやらないといけないかなと思っておりますけれども、まだ想定ですのでよくわかりません。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そしたら最後にですけど、音琴小学校の件なんです、大音琴地区ときのくに子どもの村学園、それから町、三者でのその協定っていうのは計画があるんですか。その使用とか条件とかって。そういうのは無いんですかね。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

議員ご質問の件については、現在、財政管財課も含めて、地元大音琴地区、それからきのくに学園との間で確認証を、正式な文書の名前は担当課ではありませんので承知いたしておりますが、そのような事務は執り行っているということで聞いております。以上です。

○町長（渡邊悟君）

すみません、財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

ご質問の件について私の方からお答えいたしたいと思います。一度ですね、試案ということで役場の方で案を作りまして、地区に投げております。一度、区長さんを通じて投げたんですけども、それでオッケーという風なことで

○——△

提案、提案。投げたって

○財政管財課長（三根貞彦君）

提案をいたしております。そういうことで出しました案に対して、それで良いですよというふうなお答えを一度いただいたんですけども、また地区の中から申し出がございまして、再度もう1回、今地区の方で揉んでいただいているというふうな状況でございます。多分25日に大音琴地区の総会みたいなのがあるっていうふうに聞き及んでおりますので、その場である程度もう決まってくるのかなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

地区が一旦了承して出されたっていうのは、地区代表者、区長さんとかそういう名称で、たぶん郷総代とかですね、そういうので協議をされると思うんですが、一旦出されたって、公文書で出されたんですよね。協定ですから、町がいかがでしょうかと聞いて、出されてまた差し戻したんですか。内容不備で。その辺ちょっとご説明をお願いします。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

一度、まず順を追って申し上げますと、区長さんに持って行きまして、自治会の中で揉んでくださいというふうなかたちで、試案というふうなことでお示しをしております。聞き及んだところによりますと、契約につきまして自治会長名ですというようなことで話をしておりますけれども、自治会の中の役員さんの中でまず話し合ったというふうなことで、これで良いだろうというようなことで、一度、印鑑までついてお持ちになったんです。その後ですね、全体にかけてなかったというふうなことで、もう一度いま協議を行っているというふうな状況でございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

了解しました。それでは次に、大楠小学校に今町長が公募をかけているとおっしゃっていますが、ホームページ等の掲載はありますか。公募状況をお尋ねします。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

旧大楠小学校の活用につきましては、インターネット上で公募をかけておりましたが、期間が終了して現在は公募がやっていない状況でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

期間が終了したってこっちで決めるんじゃないで、やっぱり公募はずっと継続的に、そして町長がおっしゃるように、どうしてもだめだと思ってその施設の方向性を見極めるときには外して良い。しかし、まだ時間をかけてまで、例えば福祉施設に欲しいとか、そういう意見も出てこないとも限らないものですから。いかがですかね、町長これは。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当然、これは常時やっぱり上げるべきです。それと、あとは町の方もいろいろ計画がありますので、町の計画も調整をしながら進めていかないとといけないかなと思っております。ですから、早速公募はしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

それと、例えば旧音琴小にきのくに村が向こうに行った。しかし、大楠も最初はどうかって協議をしましたですね。し続けてきた。その点、やはりまだまだその地区住民との話し合いはやはり継続。公募と同じですよ、私は継続していくべきだと思うんですよ。一月に1回くらいはどう考えられておられますかって、皆さん知恵はありませんかとかですね。今断ち切ってしまったとなれば、町民感情として、ああもうこれ大楠は見捨てられたと、自分達はって思わないとは限らないんですね。行政が一旦、足を踏み出したんですから、一步を。なんとか活用しようとか大楠か音琴かって言って、天秤ではありませんけど、向こうの希望で音琴に決まったんですから町がそっちにしろと言った訳ではない。しかし、フォローをするためにやはり地区住民との話し合いはずっと継続していくべきじゃないかと思うんですが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは当然おっしゃるように、話が立ち消えたにしても立ち消えたということも言わなければい

けないですしね。変更しましたよということも広報で伝えておりますけれども、やっぱり地域の方には説明をしないといけないと思います。それと、早速また引き続いてこういうことをやりたいということを事前に言っておかないと、あとあと問題が起こりますので、そのとおり今からやっていきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

次に、2点目の林業振興についてお伺いをいたします。森林や林業に関わる人材育成、施業技術の継承支援という対策を町長は考えておられないんですか。お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは町単独では全く考えておりません。これは森林組合の方でそういうのはしますけども、それはあくまでも森林組合の作業員、作業班ですね。作業班の方にそういう緑の雇用ということで、森林施業の障り木の倒し方、切り方とか、そういうことを教えております。町民の方には、直接そういう方はたぶん手を挙げてもらえませんので。本当は今からやりたいのは、国が言っているのは意欲のある方、こういう方をですね、本当に林業をしたいっていう方がいらっしゃれば、若い方を全国から募集して、そういう施業技術あたりを勉強してもらってやれば良い訳です。なかなか、林業だけでの経営っていうのは無理でございますので、複合でのそういうこう、転入して来られた方の林業関係にも応援をしてもらうようなことをするしかないかなと考えております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

映画でもこういう林業のものがあつたんですよ。若い人が林業をしたいと。だからチェーンソーも初めて使う。そういう人達もやっぱり、町としてもやっぱりほとんど山ですよ、うちの町は。だから、そういうのも考えていくべきだと思っております。それから次に、森林所有者で不在地主の方ってどのくらい町内にいらっしゃるんですか。不在地主です、森林所有者で。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

幸いにして、地籍調査が終わっております。そして、亡くなられたらすぐ、山に関しては相続の手続きをしてもらいますので、亡くなった方の不在地主はまったくおりません。ただし、町内には何万筆という土地があるわけですから、相続の方、例えば、自治会組織でやっている分収林とか町有林とか自治会の山とかは登記していますので、これは不在地主というのはいり得ません。ですから、調べたことはございませんけれども、今からそういう問題が出てくるかと思っております。ただし、今亡くなられた方は、ここ私も6年、7年町長をしておりますので、全てそれは亡くなったら相続人を立てますので、そういう関係で少ないかなと思いますけども、確たる根拠はございません。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

なぜこれを聞きますかと言いますと、宮崎県で、山奥なんですけど、伐採届けを偽装して山林を所有者に無断で伐採し、盗伐ですね。盗んだ。これがありましたもんですから、民有林や町有林は元よりですけども、違法伐採への対策っていうのは町長はどう考えられておりますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、東彼杵町は国土調査が終わっておりますので、山ですからあまり精度が良くないんですけども、基本、国土調査で境界復元をすれば全くそこら辺は問題ないかと思っております。ただ、そういう問題が過去にもありました。間違っって木を切ったということで、森林組合の作業班がある地区で他人の山を切ったというのがありました。これからそういうところが出てきますので、そういう対策も、今からは例えばドローンっていう機械がありますけども、この辺は森林組合でもそういうことをやろうかと今考えておりますので、そういう境界の確認あるいは境界の復元、そういうことが大きな問題かとは思っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

民有林については自己責任でもあるんですが、各地区で監視や通報、盗伐ですね。よそから来て、町内の方ではなくて、例えば不在地主とかが特にそうなんですけれども、請け負ったんだという偽装をしてですね。今少し木材があがりつつあるんですよ。それで、そういう盗伐を監視する通報などの協力をできるような、特に山間部の地域、お願いはできないものか。お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

制度的には森林監視員とか置いておりますので、こういう方の協力を得なければなりません。これは先日も、木を町道に集積していて盗まれたという事件がありましたけれども、あっております。ですから、これはもう常識的な話でございます。それを管理するのはなかなか難しいですけども、犯罪は犯罪です。そういうことがありますのでっていうことで、オレオレ詐欺ではないですけども、広報あたりでそういう事件が発生しているっていうことの周知あたりは特にやるべきかなと考えております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

それと、所有者に代わって山林を管理する森林信託の導入について町長はどう考えられますか。森林信託です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

信託ですね、本当に町民の方が信託をされるかということです。信託を受けた人も、黒字になって返せるかと。無理です、それは。実際無理です。だから本当に販路をはっきり、中国、韓国に売れるってことで分かっているはず、ある程度の採算は出ますけれども、今の段階では収益が本当に大変厳しゅうございます。なぜかと言いますと、森林組合というのは日本には500くらいありますけれども、フィンランドなんかは国に1箇所しかありません。だから本当にそこら辺の制度的なことを考えていかなければ、大きなコストがかかっておりますので。誰が儲かっているのかということで、全くお茶の商売と一緒に、生産をする人が販売までもっていければ一番良い訳ですけども、木材の場合はそういう訳にはいきません。加工をしなければならぬし、それはもちろん加工してから製材とかがありますので、そこができません。まさかそういう所を作るなんてできませんけれども、その辺のコスト削減をして採算性が合えば信託も当然可能ですので、そういう時代になればいちばん良いかなと考えております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

実は2018年度から、銀行の名前は発表出来ませんが、信託銀行がですよ、自治体や個人の所有林をまとめて預かって地元の事業者などに委託して間伐し、建材として販売してもらおう。これは先ほど町長が言われたように。だから、事業者から収益の一部を得て所有者にも配分する方向。どこかモデル地区でされると思うんですが、これは信託銀行がそういう報道をされておりますので、今後やっぱりそういう方向ですよ、若い人がいなくてももう経営もできない。しかし、東彼杵町は立派な山がある。もうそろそろ伐採時期にかかっている。そういう時はやっぱり考えるべきだと思うんですね。それで実は、林業を軸とした地域再生の成功モデルとして注目されている地域がございます。これは岡山県の西栗倉村っていうのがそういうのを導入しているんですね。この村はほとんどが森林で、その村のうち95%が森林で、うち86%が人工林であります。今まで山はたくさんあるけど手が入らない、山を資源として活用できないかということで、百年の森を支える共有の森ファンドっていうのが出来ているんですよ。都会の人もそうですけど。そのファンドを利用して木材の加工、流通を行って、補助金に頼らない事業を展開されているんです。これは面白いことに廃校舎の教室を、机やテーブルのショールームとしても利用されているんですね。町はもう何にも産業がない、産業がない、山はもうだめだ、だめだと言われておりますけれども、そういうちょっと知恵を絞って活性化する村もあるんですね。ここも東彼杵町と一緒に合併をせずに、もう小さくても自分達で生き残るんだという意思を出して、そういう施策をしておりますので、このようなことも今後考えていくべきだと思うんですが、町長はいかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは当然考えていかなければならないと思います。先ほど給与所得者の増加ということで言いましたけれども、こういうことも採算が合えば、当然しなければならぬと思います。ただですね、

この西栗倉村は、山の面積が全く違います。東彼杵町みたいに 74 km<sup>2</sup>ではございません。もっと山奥の山深いところがございますので、本当に財が相当ある所でございます。ですから、バイオマスもできません。やりたいんですけども、東彼杵町クラスではできません。これは大分、佐賀、長崎くらいをまとめないとバイオマスができないくらいですから、本当にそういうのをやりたいんですけど、キャパシティが小さいんですね、山が。だから、どういうことができるかということを考えていかなければなりません。今言われたファンドっていうのは、それは当然住民の方が知恵を出してやる事業です。当然今からは何でもありでそういう選択肢があれば、誰がするかという問題です。やるべきだと思っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そうですね、これは町民の方が株主になって、それで町外からも集められているんですけども、山の面積は比べ物にならないくらいのことにはあるんです、本当に。西栗倉村って山ですからね。でも、やっぱり東彼杵町も山がいっぱいある、伐採時期も近づいているっていうことになれば、後継者はいない、木材も切り出せない。しかし、やっぱり何とか生かすってことになれば、そういうことで信託も考えていくべきだと私は思います。それでは次に、町税の増収についてお尋ねをいたします。これは先ほど給与所得者数も増えているとおっしゃいましたけれども、個人ごとの収入も増加しているんですかね。一人当たり。お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いや、これは、個人ごとは伸びておりません。ちなみに総所得っていうのは、例えば平成 18 年、10 年くらい前ですけども、この時の一人当たりの所得っていうのは 211 万 5000 円くらいありました。これが横ばいで平成 20 年くらいまでいってございましたけれども、底になってくるのが平成 26 年です。今から 3 年くらい前までずっと、給与所得、一人当たりの所得がどんどん減っております。減ってしまして、数は増えております。所得は減りましたけれども、押しなべて人間は増えている状況です。今現在では 197 万 9000 円ということで、平成 29 年度は出ておりますけれども、本当に全体的な所得も総所得も減りますし、一人当たりの所得も自ずと減っていております。平成 26 年くらいが一番底打ちだなと思っております。これから右肩上がりです上がっていけば良いのですけれども、そういう状況でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

やはり、福岡の隣にあります基山町。ここは物凄く、給与所得者がほとんどなんです。やはり福岡に仕事、職場があるものでしょうから、西鉄線で通える。物凄く財政力指数が良いんですね。本当に市クラスくらいあるんです。人口こそ市と比べて少ないんですが、給与所得者数がほとんどを占めている。だから、今後給与所得者数を増やすためにも、私は自宅などのオフィス以外の場所で働くリモートワークですね。これは一旦東京などの都会で就職した後に、町内に戻っても仕事を

続ける、これが今、光がうちもようやくできましたので、この辺でこっちに戻って来てもらう。さっきもう1回、私は議会の時に言いましたけれども、月に1,2回本社というか会社に行けば良いんですよ。仕事はパソコンで出来るんですから。そういう人を取り込む対策っていうのはいかがですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、光が整ってきましたので、当然それはやるべきと思っております。今、光がありますと、必ずしも東京にいらなくても仕事が出来ますので、そういうメリットを生かしながら、やっぱり公募あたりをしていかなければならないと思っております。是非、そういうふうに取り組んで参りたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

これはもう1つですね、子育て介護。会社を辞めなくても、そういう仕事を続けることが出来るものですから、給与所得者の数にも含めていけるような感じがするんですよ。だから、町外からこっちに来てくださってというのは、まだお試し住宅か何かを利用して住んでみないと分からないとおっしゃいますけれども、例えば町内から町外に出ておられる方もいらっしゃいますよね。何人も。次男、三男さんも。昔みたいに長男だけ残るっていう訳じゃないんですが。だから、そういう人も取り込んで、Uターン、Iターン、そういうリモートワークを推進する施策も、私は町長に考えていただきたいと思っております。それと、町長は、田舎の住環境の素晴らしさをどう伝えていくのか、私は考えているのですが、町長は東京に職員を駐在させる計画があると議会で話されましたが、この点については施政方針には記載が無かったのですが、お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、職員の数が、本当はやりたかったんです。県にも約束をしまして、置かせてくれっていうことで言っていましたけれども、どうしても今職員が病気とか退職もありますけれども、本当に今厳しい状況になっておまして、余裕が無いものですからやれません。しかし、余裕があったら是非ですね、そういう外部に出して勉強をしてもらって、そのノウハウを持って帰って町民の方にそういうアドバイスをするとということ。職員が今やることは、町民の皆様にアドバイスをすると。経営方法を伝授しなければならない時代です。だから、議員さんも一緒になって、町も一緒になって、町民の方にそういう起業をしましょうと。こういうことが出来ますよということをアドバイスすること、この研修あたりも今職員に言っております。これが今から先の、逆に職員もこの町を守るために自分の飯を食うためにも、やっぱりそういう面で頑張ってもらわないといけないと思いますので、是非そういうことも活用していきたいと思っております。職員も本来はやりたかったんです。長崎の日本橋にあります長崎館の方に1年間出向ということで、県の町村会あたりから補助があります。それで段取りをしておりましてけれども、人材が不足ということで、出来ないというこ



とで断念いたしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

最後に1点だけお尋ねいたします。先ほども出ましたが、日本橋もそうですが、長崎県の東京事務所とか、そういうものの連携で、どういう手を東彼杵町は打っておられるんですかね。都会から東彼杵町に移住してもらうための政策をお尋ねいたします。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

長崎県内の市町村と一緒に、長崎移住サポートセンターというものもございまして、移住相談会等に関東、東京都も実施をいたしております。また、3月上旬には長崎館の2周年記念のイベントに併せて、ふるさと交流センターの飯塚協力隊とも合わせて、移住相談または東彼杵町のPRというようなことでイベントを実施しております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

せっかく地域支援の協力隊の方が、優秀な方が見えておられますので、この人たちを利用して、是非、私はアンテナショップとか東京事務所と連携して、東彼杵町のこの危機を救うためにも力を貸していただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

これで3 番議員、岡田伊一郎君の質問を終わります。

日程第2 議案第1号 東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する  
基準を定める条例の制定について

日程第3 議案第7号 平成29年度東彼杵町一般会計補正予算(第6号)

日程第4 議案第9号 平成29年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議長（後城一雄君）

次に、日程第2、議案第1号東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、日程第3、議案第7号平成29年度東彼杵町一般会計補正予算(第6号)、日程第4、議案第9号平成29年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。以上3件を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

それでは早速ですね、3点の委員会審査報告書を朗読いたします。本委員会に付託された事件は、

審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

## 記

### 1 付託された事件

議案第 1 号 東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

### 2 審査年月日

平成 30 年 3 月 13 日

### 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長の出席を求め委員会を開催しました。

慎重に審査した結果、適正な条例の制定措置であると認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### 1 付託された事件

議案第 7 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

### 2 審査年月日

平成 30 年 3 月 12 日、13 日

### 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長、教育次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、関係課長の出席を求め委員会を開催し、審査を行いました。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 9221 万 3000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 52 億 3194 万 9000 円とするものである。

歳出では、決算見込みによる減額が主ではあるが、そのぎ茶啓発情報誌企画構成委託業務 250 万円などが追加計上された。

歳入では、一般財源として普通交付税 420 万 7000 円が追加計上され、財政調整基金繰入金 1745 万 2000 円、国庫支出金 1549 万 7000 円、県支出金 1092 万 6000 円等が減額された。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置であると認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### 1 付託された事件

議案第 9 号 平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

### 2 審査年月日

平成 30 年 3 月 13 日

### 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長の出席を求め委員会を開催しました。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 52 万 5000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 328 万円とするものである。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置であると認め、全委員一致原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑が無いようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

○議長（後城一雄君）

それではこれから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号平成29年度東彼杵町一般会計補正予算（第6号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号平成29年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休憩します。再開を13時15分とします。

暫時休憩（午前 11 時 36 分）

再 開（午後 1 時 15 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。町長からの申し入れによって、午前中の皆さんにお伝えしたものを説明したいということでございます。許可をいたしておりますので、まず町長から。町長。

○町長（渡邊悟君）

岡田議員の質問に対しまして、勘違いをしておりまして、岡山県の西栗倉村の件は間違いですので取り消します。その町のことは言っておりません。私、真庭と勘違いをしておりまして、全くキャパが違うと言っておりましたので修正をさせていただきます。

それから、次に教育委員会。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

予算の委員会審議の折に、大石議員からのご質問に対しての調査を行うように回答保留しておりましたので、回答させていただきます。オランダ渡航においての自費による渡航代以外の者の同行ということで調査をいたしました。関係者への聞き取り等も行いまして、必要に応じて旅券等の閲覧も行いました結果、そのような事実は無かったということで報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第 5 議案第 11 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計予算

○議長（後城一雄君）

それでは会議を続けます。

日程第 5、議案第 11 号平成 30 年度東彼杵町一般会計予算を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 11 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計予算

2 審査年月日

平成 30 年 3 月 12 日、13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長、教育次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、関係課長の出席を求め委員会を開催し、審査を行いました。

平成 30 年度予算は、前年度に引き続き普通交付税が減額されるなどの厳しい財政状況に対応するため、一律 5%のマイナスシーリングが設定され、予算総額は対前年度比 7.41%（3 億 6200 万円）減の 45 億 2000 万円となっているが、この中で特に 3 事業（1、写真によるまちづくりプロジェクト業務委託料 400 万円、2、いこいの広場センターハウスエアコン取替工事費 61 万 5000 円、3、国際交流事業委託料 480 万円）と関連費等 58 万 5000 円については、事業の必要性並びに費用対効果等に疑問があるとの意見が多数あったことから、3 事業費及び関連費等を歳入歳出からそれぞれ 1000 万円減額する予算修正案を委員会総意で提案したものである。

修正案の採決結果は、全委員一致、可決すべきものと決定しました。また、修正部分を除く原案について採決を行い、全委員一致、可決すべきものと決定しました。

なお、3 事業の減額修正理由の主なものは次のとおりである。

#### 1、写真によるまちづくりプロジェクト業務委託料

- (イ) 事業目的である交流人口拡大については、費用対効果に疑問がある。
- (ロ) 前回の事業で再認識された町内の撮影ポイントや絶景ポイントには立て札などで周知対応できる。
- (ハ) 交流センターを活用して、現在脚光を浴びている千綿駅などを PR した方が良いのではないかとと思われる。

#### 2、いこいの広場センターハウスエアコン取替工事費

- (イ) センターハウスは本来寝泊りが出来ない建物であり、利用者も減少しているので、今後費用対効果に疑問が生じる。
- (ロ) 本件の取替えについては、同施設の長中期的利用計画策定後に検討しても間に合うと思われる。

#### 3、国際交流事業委託料

- (イ) 小中学生の国際交流については、佐世保市で行われているように、米軍基地を利用すれば、より多くの児童生徒により格安の費用で対応できる。
- (ロ) 約 500 万円という多額の税金を、たった 8 名の児童生徒の旅費に費やすことは、税金の公平公正な使用法とは思われず、町民からも批判がある。
- (ハ) 選抜の方法に保護者や先生からも疑問の声が上がっている。以上です。

#### ○議長（後城一雄君）

次に、本案に対しては橋村孝彦君他 1 名からお手元に配りました修正の動議が提出されております。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

10 番議員、橋村孝彦君。

#### ○10 番（橋村孝彦君）

先ほど総務の方から 3 事案について修正が出されておりますけれども、写真によるまちづくりプロジェクト業務委託料についての修正のみを行うものであります。

私は、町民がカメラを通して東彼杵町の過去、現在、未来へと繋げることは素晴らしいことだと思っております。ですから、そのこと自体に反対するものではありません。

私は、先の委員会で予算額の大きさからおそらくこれまでの経緯からして町外の人も対象になるのかという思いがありました。そこで委員会でお尋ねしました。町内には卓越した写真技術をお持ちの方がたくさんいらっしゃいます。その方々に協力をいただいた方が人材の活用、育成に貢献するなどお尋ねしましたが、答弁では町内の人に限るというお答えはいただいております。それなら当然町外の人も想定されます。

私は、想定で予算等を論じるべきではないと思っておりますが、まちづくり支援金等は総額でしか計上されておられません。そうなりますと、個別案件については介入できません。結果として決算書でしか知ることが出来ません。

これまでの経緯からして、想定範囲で予算を見ることは大事なことと思っております。したがって、先ほど述べました町内の方々にご協力いただければ、まちづくり支援金等の活用で事業は十分可能と考えます。よって、修正案を提出するものであります。以上です。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

吉永総務厚生常任委員長、登壇願います。

○議長（後城一雄君）

質疑のある方どうぞ。7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

委員長にお尋ねいたします。子ども達の可能性というものは限りないものがあると思います。そういった中でグローバル化社会を迎える今日、ひとつのきっかけによって見る目が違ってくともあると思います。百聞は一見にしかずということわざもありますとおりに、見て自分の感性によりひとつの発見というものが生まれてくる場合もあるのではないかと思います。そのチャンスを与えることも重要なことだと思っておりますが、町の将来を見据えた時に、人材発掘の意味においても削減すべきではなく、やはり重要なことではないかと思っておりますので、委員会で審議をする時にそういった話は出なかったのかどうかお尋ねしたいと思います。それから、いこいの広場

○議長（後城一雄君）

一問ずつお願いします。吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

浪瀬議員の質問についてはそのような話は出ませんでした。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

いこいの広場のセンターハウスのエアコンの取替工事については、利用が少ないように聞いておりますが、特に、近年夏場の気温は異常気象により日中の気温がかなり高くなる傾向にあります。利用者の好まれる施設として、やはり、こういった冷暖房の完備が整った施設がより利用者を集客し、多くの人に来ていただくためにも有効な手段と思っております。同じ質問になりますが、そういったことは委員会として話は出なかったのかどうか。お尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

そのような話は出ませんでして、一応我々も委員会で調査に行ったんですけれども、その時は、現在の管理をされている方が、利用者については前年並みに推移していると。また、このセンターハウスの使用については、昨年度は10日間くらいであったということは聞いておりますけれども、今、浪瀬議員がおっしゃったようなことは出ませんでした。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、堀進一郎君。

○1 番（堀進一郎君）

委員長に委員会の様子をお尋ねします。まず、この写真によるまちづくりプロジェクト業務委託料についてですね。何年か継続的にしておられる事業でございますけれども、これの結果、写真コンテンツなんかを実施したというようなことを聞いておりますけれども、大体年に何回くらいされたのか。それと、いこいの広場についても、利用件数が年間にどのくらいあったのか。それと国際交流ですけれども

○議長（後城一雄君）

ひとつずつお願いします。

○1 番（堀進一郎君）

それなら先に構成と実施ですね、調査の過程で資料として検討されたか。

○議長（後城一雄君）

吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

堀議員の質問でございますけれども、写真によるまちづくりプロジェクトは前々年度ですか、決算の時に、何名来たというようなことの実績はたぶんそこに載っていたと思いますので、そういう話は委員会では出ませんでした。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、堀進一郎君。

○1 番（堀進一郎君）

次、いこいの広場ですね。近年の利用状況、件数なんかも参考のため資料として話し合いに出たのか。そういうところをちょっと。

○議長（後城一雄君）

吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

先ほどの浪瀬議員に答弁したとおり、絶対数は聞き漏らしましたけれども、現在の管理者からは、利用者の推移は前年並みだというように聞いております。

○議長（後城一雄君）

1 番議員 堀進一郎君。

○1 番（堀進一郎君）

それから国際交流ですね。平成 28 年、29 年に実施されたということで、平成 29 年なんかは小学校 6 人ですか、中学校が 2 人だったかな。行かれたということですが、これも参考のためお

聞きするんですけれども、地区別というか、千綿から何人、彼杵から何人とか、その範囲のことは資料として話し合いで出ておられないのか。

○議長（後城一雄君）

吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

そういった詳細につきましては、これも昨年度の9月の議会の決算の時に詳細な説明がありましたので、委員会ではそういった話は出ておりません。

○議長（後城一雄君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

委員長報告書の文言について、まずお尋ねしますけれども、裏面に、選抜の方法に保護者や先生からも疑問の声が上がっている。あるいは町民からも批判がある。そういう文言がございますけれども、これでいきますと何と言いますか、これを見て取って迷惑を被る人がいるんじゃないかという気がするんですよ。つまり、批判や反対という人は100%では無い訳ですよ。この方々の中には賛成っていう方々も必ずいらっしゃるはずですよ。ですから、これをもって見れば、そういった方々に迷惑になるのではないかということと、まずこれで行けば責任を第三者に転嫁しているという受け止め方も出来るわけですよ。ですから、この委員長報告を書く時にそういった指摘等はございましたか。

○議長（後城一雄君）

吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

橋村議員の質問については、そういったお話は出ませんで、これは2、3の議員から出たお話をそのまま書いている訳でございまして。橋村議員もご存知だと思いますけれども、委員会では委員長の発言はほとんど無いですから、これは議員の皆様から出た意見をまとめたものと解釈していただければ良いと思います。

○議長（後城一雄君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

はっきり言って残念な文面だなと、私はそういうふう感じております。それはそれで結構ですが。

それでは、先ほどの浪瀬議員とちょっとダブりますけれども、国際交流についてでございますけれども、確かに、浪瀬議員がおっしゃるとおり今はグローバル化の時代です。ですから、ましてや経済は一国で成り立つ時代は終わったと言えます。そういった中で、将来的に時代を担う子ども達は国際感覚を養うことが必須となってくる訳です。そういった意見と、それから国際感覚というのはやっぱり米軍うんぬんではなくて、やはり現地に行かないと、国際感覚というのは私は体感できないと思っております。

それともうひとつ、時代を担う子ども達に投資する教育的費用、こういったものを削るようでは国家の将来が非常に危ぶまれると私はそう思いますけれども、そういった意見等はございませんで



したか。

○議長（後城一雄君）

吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

橋村議員の言われることももっともだと思えますけれども、委員会ではそういったお話は出ませんで、やはりそういうことよりもここに書いてありますようなことが重要視されたということでございます。

○議長（後城一雄君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

すみません、言い忘れておりました。私はもちろん教育的費用というものは、むしろ他の予算を削ってでももう少し増額すべきという考え方があるんですけども、そういう話も出ませんでしたか。

○議長（後城一雄君）

吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

ここには書いておりませんが、こういった500万円という多額のお金を使うならば、修学旅行の費用に充てたら公平公正な税金の使い方ではないかという意見もありました。

○議長（後城一雄君）

他に質疑ありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

吉永総務厚生常任委員長、降壇願います。

○議長（後城一雄君）

これから、議員発議の修正案に対する質疑を行います。

10番議員、橋村孝彦君、登壇願います。

○議長（後城一雄君）

質疑ありませんか。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

暫時休憩を求めます。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩いたします。

暫時休憩（午後1時33分）

再開（午後1時36分）

○議長（後城一雄君）

それでは休憩前に戻り、会議を開きます。橋村議員の報告をもう一度お願いします。

○10 番（橋村孝彦君）

分かりました。今述べた部分を要約して申し上げます。要するに、町外の人を活用するより、今町内にいらっしゃる卓越した写真技術を持っている方々を活用した方が人材の活用あるいは育成、そういったものに繋がる。ですから、別にこの予算を別枠で作らなくてもまちづくり支援金等がございますので、そういったことをすればこの事業は十分可能であろう。概略そういうことでございますけど。

○議長（後城一雄君）

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

橋村議員、降壇願います。

○議長（後城一雄君）

これから本案について討論を行います。

討論の順番は、最初に原案賛成者、次に原案及び両修正案反対者、次に原案賛成者、次に委員会の修正案賛成者、次に原案賛成者、それから橋村議員他 1 名から提出された修正案賛成者の順で行います。まず、最初に原案に賛成者の発言を許します。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

原案賛成の立場で発言をいたします。予算案、ご苦勞なさって何か月間かかかってヒアリングをし、積み上げた一律 5%のマイナスシーリングの苦勞された予算総額だと思っております。修正案の 3 つの点も将来的なもの、国際交流という児童に対しての手厚いもの、それから交流人口の拡大等に少しずつでも寄与してきた経過があると考えております。よって、原案に賛成をいたします。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、原案及び両修正案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、委員会の修正案に賛成者の発言を許します。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

私は、議案第 11 号平成 30 年度一般会計予算修正案に賛成の立場であります。

委員長の報告と一部重なるところがあるかもしれませんが、意見を申し上げます。

まず、国際交流事業委託料についてであります。一部の児童生徒 8 名に 480 万円の町税をかける意義に疑問を抱かざるを得ません。この国際交流事業に対して、父兄や町民の多くの方々が疑問を持っておられます。国際交流事業に参加した児童生徒と、行けなかった児童生徒との微妙な人間関

係の発生等が生じる危険性をはらんでおります。また、生じているとも聞いております。次に 480 万円の税金をほかのこと、例えば、トイレの洋式化や教室にエアコンを整備する。あるいは、これは大きな負担が掛かりますけれども、雨漏り等いろいろなところが生じております。そういったところを整備するのが先だろうという意見も多く寄せられております。国際感覚を身に付けさせるのであれば、他にも方法があると思います。例えば、佐世保市に居住しておられる米国家族の子ども達と東彼杵の児童生徒達との交流の場、例えば、ソフトボール大会やバレーボール大会などスポーツ、あるいは文化の場などを通して国際感覚を身に付けさせることの方が、多くの児童生徒に機会を与えられます。また、経費も多く掛かりません。余った財源を子ども達のために有効活用できると考えます。

以上の理由で、国際交流事業の費用を減額修正すべきという意見であります。

次に、写真によるまちづくりプロジェクト業務委託料 400 万円についてであります。

過去 2、3 年この事業をやってこられた方が、その成果がまちづくりにどのような貢献をなされてきたのか見えてこないという意見をよく聞きます。理由のひとつに絶景ポイント探しと言われるが、過去の事業であらかた見つけておられるのではないのですか。また、絶景ポイントは承知する方であれば見つけられないものなのか、大きな疑問が残ります。絶景ポイントは、人やその時々季節によって変わってくるもの、例えば、夕日が落ちる時刻や位置も変わってきます。お茶畑の緑も季節によって違ってきます。写真コンテストもプロが使う高価な一眼レフカメラから町民の方々の多く扱われるカメラではおのずとから違ってきます。

以上の理由から、写真によるまちづくりプロジェクト業務委託料については、減額修正すべきとの意見であります。

いこいの広場管理費の工事請負費、エアコン取替工事費 61 万 5000 円についてであります。エアコン取替工事をしようとしている場所はセンターハウスの中であります。ここは、そもそも宿泊用として認められていない施設であります。また、耐震の補強もなされておられません。前任の管理者によりますと、利用度は年間最大 10 日間程度ということでありました。キャンプ場、ログハウス等には全てエアコンは付いておりません。いこいの広場特有の自然の風を満喫してこそ、キャンプの醍醐味があると言えます。いこいの広場標高約 400m に位置し、夏でも涼しい所です。エアコンの必要性が小さい特色のあるキャンプ場です。総務厚生常任委員会、10 月 19 日にいこいの広場を視察した際に、いこいの広場の管理人はトイレの充実化を要望しておりました。多くの方々が利用するトイレの充実化を図ることの方が優先される事業であると考えます。以上の理由から、エアコン取替工事に 61 万 5000 円の予算をつけることに反対をいたします。

したがって、以上申し上げた理由により平成 30 年度一般会計予算修正案に賛成をいたします。以上であります。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、橋村議員他 1 名から提出された修正案賛成者の発言を許します。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

私は、議員提出の修正案に賛成するものであります。先ほど、提案者が述べられたとおり、この写真によるまちづくりプロジェクトはたしか今回で3回目と思われませんが、これまでに費用対効果があったのか、また今後もこういったプロジェクトを通じて継続がされて、費用対効果がずっとあるのかということに疑問を投げかけます。

そして、先ほども議案提案者が言われましたけれども、町内の住民だけではなく町外からも参加があると見込まれるということで、町内の住民の方がどれくらい参加をされているのか。それで費用対効果がでてきているのか。そして、わざわざ遠方から、中央からプロを呼ばなくても、近場、身近なこの町内でもプロなりセミプロなりが、指導する方がおられると思います。以上をもって、私は提案者提出の修正案に賛成をするものであります。

**○議長（後城一雄君）**

他に原案賛成者の発言はありませんか。ありませんね。

次に、原案及び両修正案反対者。

次に、原案賛成者。

次に、委員会修正案賛成者の発言を許します。

3番議員、岡田伊一郎君。

**○3番（岡田伊一郎君）**

私は、委員会の修正案に賛成であります。先ほどから出ております国際交流については、確かに今から子ども達は文化に触れていかなければならないのですが、聞いた所によりますと、まず参加するために、準備用品に多額のお金が必要になってくるという意見を聞いております。いろいろ準備をするためにですね。だから、ここは経済力がないと、厳しい家庭なんかは非常にその参加さえおぼつかないと。こういう不公平な取り扱いではいけないと私は思っています。今までこういう意見を聞いていなかったものですから、今回初めてこういう意見を聞きました。予算は、住民に対してどれ程の公租公課を義務付けることになるか。また、その見返りとしてどんな行政サービスを行って福祉向上に努めることにするかを約束するものです。客観的に住民全体の立場に立った公平のものでなければなりません。財源は、町財政が厳しい折から基金等についても不意の災害等に備える必要もあり、報告のありました3件の削減については賛成であります。以上です。

**○議長（後城一雄君）**

次に、原案賛成者の発言を許します。ないですね。

次に、橋村議員他1名から提出された修正案賛成者の発言を許します。ないですね。

他に原案賛成者はないですね。

次に、委員会修正案に対する賛成者の発言を許します。いいですね。

無いようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第11号平成30年度東彼杵町一般会計予算を採決します。

採決の順番についてあらかじめ申し上げます。

本案については、委員会の修正案のうち、2款1項10目・地域づくり推進事業費400万円の減額の点は、橋村議員他1名から提出された修正案と共通です。

したがって、始めに委員会の修正案のうち、橋村議員他1名から提出された修正案と共通する部分を除く部分について採決します。

次に、両修正案の共通する部分について採決します。

最後に、修正部分を除く原案について採決します。

まず、委員会の修正案のうち、橋村議員他 1 名から提出された修正案と共通する部分を除く部分について、起立によって採決します。

委員会の修正案のうち、橋村議員他 1 名から提出された修正案と共通する部分を除く部分に賛成の方は起立願います。

○——△——

ちょっと言っても良いですか。私の勘違いなら恐縮なんですけど、何て言いますか理解しにくいので、もう少し噛み砕いた説明、非常に複雑な解釈になりますので。そのあたりについてももう少し分かりやすく——△——△——

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

だから——△——△——ちゃんと聞いておかないと。今聞くような話しじゃないでしょう。これから決をとって採決をするんだから。

——△——△——

○議長（後城一雄君）

ただいまの、それぞれのご意見はもっともだと思いますが、説明をそれぞれにゆっくりいたしていきますので、ご理解のほどをよろしく願います。会議を続けます。

それでは、委員会の修正案のうち、橋村議員他 1 名から提出された修正案と共通する部分を除く部分について起立によって採決いたします。委員会の修正案のうち、橋村議員他 1 名から提出された修正案と共通する部分を除く部分に賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

ただいまの起立者の数が 5 名です。したがって、可否同数ということになりますので、地方自治法第 116 条第 1 項により議長が裁決をいたします。

この件については否決と裁決いたします。

したがって、委員会の修正案のうち、橋村議員他 1 名から提出された修正案と共通する部分を除く部分は否決されました。

次に、委員会の修正案と橋村議員他 1 名から提出された修正案との共通部分について起立によって採決します。共通部分について賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

起立多数です。

したがって、委員会の修正案と橋村議員他 1 名から提出された修正案との共通部分は可決されました。

次に、ただいままでに修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。修正案を除く原案に賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（後城一雄君）

起立多数です。したがって、修正部分を除く原案は可決されました。

日程第6 議案第12号 平成30年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

日程第7 議案第13号 平成30年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

日程第8 議案第14号 平成30年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

日程第9 議案第15号 平成30年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（後城一雄君）

次に、日程第6、議案第12号平成30年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算、日程第7、議案第13号平成30年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第8、議案第14号平成30年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第9、議案第15号平成30年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算。以上4件を一括議題とします。

本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。

吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

それでは、委員会審査報告書を朗読いたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第12号 平成30年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

2 審査年月日

平成30年3月12日、13日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長、教育次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、関係課長の出席を求め委員会を開催しました。歳入歳出予算の総額は、それぞれ36万2000円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第13号 平成30年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

2 審査年月日

平成30年3月12日、13日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、関係課長の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

国民健康保険事業においては、平成30年度から保険者が長崎県に移行し、歳入歳出予算の総額

は、対前年度比 19.6% (2 億 9950 万円) 減の 12 億 3130 万円となっている。

歳入の主なものは、国民健康保険税、768 万 1000 円 (対前年度比 3.81%) 減の 1 億 9381 万 2000 円、県支出金 9 億 3126 万 1000 円などである。

歳出の主なものは、保険給付費 9 億 1750 万 9000 円、国民健康保険事業費納付金 2 億 7590 万 9000 円などである。

慎重に審査した結果、適正な予算措置であると認め、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 14 号 平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 30 年 3 月 12 日、13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長、教育次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、関係課長の出席を求め委員会を開催しました。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ対前年度比 7.2%減の 8 億 4000 万円となっている。

歳入の主なものは、保険料、対前年度比 0.9%増の 1 億 6443 万 3000 円、国庫支出金 2 億 1885 万 5000 円、支払基金交付金 2 億 1544 万 8000 円などである。

歳出の主なものは、保険給付費 7 億 6370 万 8000 円、地域支援事業費 5785 万 3000 円などである。

なお、第 7 期 (平成 30 年度～32 年度) の基準月額額は、第 6 期と比して 300 円減の 5400 円となり、県内でも 2 番目の低さとなっている。

慎重に審査した結果、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○——△——

暫時休憩を。

○議長 (後城一雄君)

はい、暫時休憩します。

暫時休憩 (午後 1 時 51 分)

再 開 (午後 1 時 52 分)

○議長 (後城一雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長 (吉永秀俊君)

1 付託された事件

議案第 15 号 平成 30 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

2 審査年月日

平成 30 年 3 月 12 日、13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長、教育次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査を行い、その後、関係課長の出席を求め委員会を開催し、審査を行いました。

歳入歳出予算の総額は、対前年度比 8.2%増の 1 億 1200 万円となっている。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の 6358 万 7000 円、一般会計からの繰入金 4099 万 9000 円などである。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 140 万 6000 円などである。

慎重に審査した結果、適正な予算措置であると認め、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

**○議長（後城一雄君）**

それでは、これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

吉永委員長、降壇願います。

**○議長（後城一雄君）**

それでは、これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（後城一雄君）**

起立多数です。

したがって、議案第 12 号平成 30 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 13 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

**○議長（後城一雄君）**

起立多数です。

したがって、議案第 13 号平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 14 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。



本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（後城一雄君）

起立多数です。

したがって、議案第 14 号平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 15 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（後城一雄君）

起立多数です。

したがって、議案第 15 号平成 30 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 16 号 平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 11 議案第 17 号 平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算

日程第 12 議案第 18 号 平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算

日程第 13 議案第 19 号 平成 30 年度東彼杵町水道事業会計予算

次に日程第 10、議案第 16 号平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算、日程第 11、議案第 17 号平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第 12、議案第 18 号平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算、日程第 13、議案第 19 号平成 30 年度東彼杵町水道事業会計予算。以上 4 件を一括議題とします。

本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。

浪瀬産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員会（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 16 号 平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 30 年 3 月 13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3月13日、総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成30年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ4360万円で、前年度に対し260万円(6.3%)の増である。

歳出については、総務管理費11万2000円、運営費に光熱費等需用費508万9000円及び維持管理保守委託料545万2000円、建設費に設計業務委託料等479万円、公債費の元利償還金2676万2000円、その他139万円が計上されている。なお、西部クリーンセンター維持管理費については、漁業集落排水事業と処理人口比6:4で按分してある。

歳入については、中尾地区、西部地区の使用料678万9000円、一般会計繰入金3215万9000円、その他手数料及び諸収入等5万2000円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で接続率のアップに努めてほしいとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第17号 平成30年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算

2 審査年月日

平成30年3月13日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3月13日、総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成30年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1100万円で、前年度に対し230万円(26.4%)の増である。

歳出については、総務管理費3万8000円、運営費の西部クリーンセンター等の維持管理に係る諸経費400万8000円、建設費に設計業務委託費等354万2000円、公債費の元利償還金339万7000円等が計上されている。なお、西部クリーンセンター維持管理費については、農業集落排水事業と処理人口比4:6で按分してある。

歳入については、一般会計繰入金499万6000円と使用料及び手数料249万5000円、県支出金180万円、町債170万円、諸収入等9000円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、接続率のアップに努めてほしいとのことや、未接続家庭等については原因調査等を行うとともに、生活排水等を集積し公共桝に接続する方法等を研究してほしいとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第18号 平成30年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算

2 審査年月日

平成30年3月13日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3月13日、総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成30年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3489万円で、前年度に対し506万円(1.5%)の減である。

歳出については、総務管理費の管理に係る職員の給料、職員手当、公営企業適用化業務委託費、研修負担金、資産整理業務委託料等2537万1000円、運営費の処理場維持管理委託料等3822万3000円、建設費の管渠工事請負費等1億5770万9000円、公債費の元利償還金1億1324万2000円が計上されている。

歳入については、主なものとして、分担金及び負担金730万1000円、使用料及び手数料4072万4000円、その他主要な財源は、国庫負担金6000万円、一般会計繰入金1億4526万2000円、町債8160万円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、工事施工に当たっては交通規制等、地域住民の皆さんとよく協議した上で着手し、安全確保に努めるとともに、接続率のアップに努めてほしいとの意見がありました。

#### 1 付託された事件

議案第19号 平成30年度東彼杵町水道事業会計予算

#### 2 審査年月日

平成30年3月13日

#### 3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3月13日、総務課長、財政管財課長、水道課長、施設係長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成30年度の水道事業全体の総収入額は2億9122万9000円で、総支出額は2億9101万5000円が計上されている。

水需要の予測では、年間有収水量を80万7900m<sup>3</sup>と見込み、水道料金収入を1億3684万円とされている。

営業部門においては、事業収益2億7394万6000円に対し、事業費用が2億3897万8000円で、3496万8000円の利益額が計上されている。

資本部門においては、収入1728万3000円に対し、支出では建設改良費等に1859万8000円、企業債元金償還金3341万1000円、財政調整基金繰入金2万8000円で、3475万4000円の不足額が見込まれ、不足額については当年度損益勘定留保資金で補填されることになっている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、工事施行に当たっては交通規制等、地域住民の皆さんとよく協議した上で着手し、安全確保に努めてほしいとの意見がありました。

#### ○議長（後城一雄君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑のある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

浪瀬委員長、降壇願います。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

起立多数です。

したがって、議案第 16 号平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

起立多数です。

したがって、議案第 17 号平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

起立多数です。

したがって、議案第 18 号平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（後城一雄君）

起立多数です。

したがって、議案第 19 号平成 30 年度東彼杵町水道事業会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 20 号 太ノ浦周辺用水対策工事請負契約の変更について

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 14、議案第 20 号太ノ浦周辺用水対策工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 20 号太ノ浦周辺用水対策工事請負契約の変更についてでございます。次のとおり請負契約を変更することについて議決を求めるものであります。

変更の理由が、太ノ浦周辺用水対策工事契約額の変更でございます。契約の変更の方法は、随意契約でございます。変更前の契約金額が 1 億 422 万円でございます。変更後の契約金額が 1 億 1944 万 2600 円でございます。14.6%のアップになります。契約の相手方が、長崎県佐世保市光町 109 番地、株式会社堀内組、代表取締役山下功三でございます。

提案の理由が、山頭池の浚渫工、及び四川内池の作業土処分費の単価増額等により、工事請負額を増額する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、建設課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（山口大二郎君）

代わりまして説明します。議案第 20 号、変更契約の理由は防衛施設整備、太ノ浦用水対策の変更の契約でございます。図面をご参照ください。

7 款の予算の方に計上しています太ノ浦対策の用水対策事業でございますが、当初、図面右側の山頭池の堤体の土砂を、おおむね全体の 1211 m<sup>3</sup>のうち、大体 500 m<sup>3</sup>ほど石灰改良により転化をすることによって、金額が増加したことによって、変更を加えたもので、また、平成 27 年 7 月に基本単価の改定によって、県北地区の残土処理分の改定で、図面の右側に四川内池って確認していただけたと思うんですけども、そちらの池内の進入に仮設道路を設けるような工種を施しております。その変更内容の金額と合わせることで、演習場内の伐採木、伐採の処分費の増額、それと各種試験費の追加の分もございまして、それが主な変更で、変更については全体の昨年度の国債の金額の 2302 万 4000 円の金額から 1522 万 6000 円、合わせまして 1 億 1944 万 2600 円に変更をいただ

くものでございます。工期につきましては、平成30年3月15日から平成30年3月20日までの請負工事を、10日間残務整理と言いますか、そういう形で変更をいただくことをお願いするものでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。質疑のある方。7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

この事業は防衛施設関係の事業か何か、ちょっと私も記憶にございません。町の持ち出し分の費用はどのくらいあるのか、100%こっちなのかですね、そこを確認したいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（山口大二郎君）

こちらの事業は防衛施設周辺の対策事業でございますので、補助率は100%で対応しております。以上です。

○議長（後城一雄君）

他にありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

ないですね。これで質疑を終わります。

○議長（後城一雄君）

お諮りします。ただいまの議題となっております議案第20号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号太ノ浦周辺用水対策工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第 15 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件

##### ○議長（後城一雄君）

次に、日程第 15、常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件を議題といたします。各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました特定事件(所管事務)の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

#### 日程第 16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

##### ○議長（後城一雄君）

日程第 16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 76 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 30 年第 1 回東彼杵町議会定例会を閉会いたします。

閉 会（午後 2 時 25 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 後城 一雄

署名議員 堀 進一郎

署名議員 吉永 秀俊